

令和 8 年度三田市徴収計画

1 計画の目的

- ・ 本計画は、三田市債権管理条例に基づき市の債権管理の一層の適正を図り、全庁一体となった取組みを進めるため、適正な債権管理と滞納の未然防止、債権回収の強化等、未収額の縮減に向けた取組みを着実に進めていくことを目的として策定しています。
- ・ 本年度においても、債権の所管課長で構成される市公金収納対策委員会において、①全体の方針と計画、②債権回収の状況把握、③所管債権の進捗確認や課題解決の方策を協議し、市債権の適正な管理を徹底し未収額の縮減に取り組めます。
- ・ 以上の取組みを計画的に進めていくため、昨年度の評価を行ったうえで、債権管理条例第 5 条に基づき徴収計画を策定し、当該計画を着実に実行して本市全体の歳入確保の強化と適正化を推進します。

2 取組状況

地方自治体の基盤である財源の根幹をなす市税等の歳入確保は極めて重要であり、市民負担の公平性、財源基盤の観点からも収納向上対策を厳正に実施していく必要があります。

そのためにはここ数年の傾向を分析し、確実な評価を行いながら、その年々の対策を市全体の方針と債権別の方針を立てて、具体的にに取り組んでいくことが大切です。

[対象となる債権区分と債権]	
公債権/強制徴収債権 (以下、A 債権という。)	市税（市民税、固定資産税等）、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、公共下水道事業受益者負担金 等
公債権/非強制徴収債権 (以下、B 債権という。)	し尿処理手数料、生活保護費返還金保護法 63 条分、生活排水処理施設使用料、児童手当返還金 等
私債権/非強制徴収債権 (以下、C 債権という。)	市営住宅使用料・駐車場使用料、学校給食費実費徴収金、水道料金 等

(1) 収納率等の推移（3 か年比較） ※収納金には還付未済金が含まれます。

全体

		R5	R6	R 7
現年度分	収納率	99.4%	99.3%	99.2%
	債権額	28,008 百万円	28,344 百万円	29,234 百万円
	収納金	27,829 百万円	28,156 百万円	29,011 百万円
	A 未収金	179 百万円	188 百万円	223 百万円
滞納繰越分	収納率	27.8%	31.4%	31.6%
	債権額	737 百万円	668 百万円	627 百万円
	B 収納金	205 百万円	210 百万円	198 百万円
	C 不納欠損	50 百万円	24 百万円	15 百万円
	未収金	482 百万円	434 百万円	414 百万円
A－ (B＋C)		△76 百万円	△46 百万円	10 百万円
A より B＋C が多ければ滞納が縮小		縮小	縮小	増加

＜債権別の推移＞

A 債権

		R5	R6	R7
現年度分	収納率	99.4%	99.4%	99.3%
	債権額	24,778,298 千円	25,127,564 千円	26,177,473 千円
	収納金	24,626,156 千円	24,965,702 千円	25,991,608 千円
	不納欠損	293 千円	0 千円	79 千円
	A 未収金	151,849 千円	161,862 千円	185,786 千円
滞納繰越分	収納率	27.3%	29.6%	29.9%
	債権額	669,784 千円	604,088 千円	569,048 千円
	B 収納金	182,716 千円	178,882 千円	170,368 千円
	C 不納欠損	41,520 千円	23,494 千円	14,650 千円
	未収金	445,548 千円	401,712 千円	384,030 千円
A- (B+C) A より B+C が多ければ滞納が縮小		△72,342 千円 縮小	△40,514 千円 縮小	768 千円 増加

B 債権

		R5	R6	R7
現年度分	収納率	98.9%	98.6%	98.9%
	債権額	107,096 千円	116,300 千円	96,159 千円
	収納金	105,932 千円	114,688 千円	95,124 千円
	不納欠損	7 千円	0 千円	0 千円
	A 未収金	1,157 千円	1,612 千円	1,035 千円
滞納繰越分	収納率	10.1%	22.7%	33.4%
	債権額	13,565 千円	5,224 千円	5,405 千円
	B 収納金	1,372 千円	1,185 千円	1,807 千円
	C 不納欠損	8,123 千円	282 千円	5 千円
	未収金	4,070 千円	3,757 千円	3,593 千円
A- (B+C) A より B+C が多ければ滞納が縮小		△8,338 千円 縮小	145 千円 増加	△777 千円 縮小

C 債権

		R5	R6	R7
現年度分	収納率	99.2%	99.2%	98.8%
	債権額	3,123,380 千円	3,100,342 千円	2,959,988 千円
	収納金	3,097,063 千円	3,075,538 千円	2,924,048 千円
	不納欠損	0 千円	0 千円	0 千円
	A 未収金	26,317 千円	24,804 千円	35,940 千円
滞納繰越分	収納率	38.6%	51.0%	49.8%
	債権額	54,342 千円	58,393 千円	53,170 千円
	B 収納金	20,971 千円	29,773 千円	26,460 千円
	C 不納欠損	777 千円	493 千円	167 千円

	未収金	32,594 千円	28,127 千円	26,543 千円
A- (B+C)		4,569 千円	△5,462 千円	9,312 千円
A より B+C が多ければ滞納が縮小		増加	減少	増加

(2) 令和 7 年度取組みの評価

【現年度分】

- ① A 債権全体の収納率は 99.3%（前年比 0.1 ポイント減）と、依然として高い水準を維持しています。しかし、わずかな収納率の低下により、現年未収金額は 1 億 8,579 万円（前年比 2,392 万円増）と大きく増加しました。この増加は、債権額の大部分を占める「市税」の未収金増加（前年比 867 万円増）や、

＜令和 7 年度実績収納率＞

債権	目標	実績
A 債権	99.5%	99.3%
B 債権	99.2%	98.9%
C 債権	99.5%	98.8%
全体		99.2%

「国民健康保険税」の増加（前年比 1,511 万円増）が主な要因となっています。滞納繰越分の回収（1 億 7,037 万円）を上回る新規の現年未収金が発生したため、全体として滞納が拡大傾向にあります。

- ② B 債権は、現年度分の収納率が 98.9%（前年比+0.3 ポイント）に回復し、未収金を 104 万円（前年比-58 万円）に抑え込みました。
- ③ C 債権は、収納率が 98.8%と前年から 0.4 ポイント低下し、未収金が 3,594 万円（前年比+1,114 万円）に増加しました。医療費の過誤払い等に伴う返還金の発生が主な要因であり、今後の適切な債権管理が課題となっています。

【滞納繰越分（翌年度に繰越された未収債権）】

- ① A 債権の収納率は、29.9%（前年比+0.3 ポイント）と 3 年連続で向上しました。督促や法令に基づく財産調査を背景とした地道な折衝により、未収金額を約 1,800 万円圧縮できた点は大きな成果です。

＜令和 7 年度実績収納率＞

債権	目標	実績
A 債権	35.0%	29.9%
B 債権	30.0%	33.4%
C 債権	55.0%	49.8%
全体		31.6%

- ② B 債権の収納率も 33.4%（前年比+10.7 ポイント）と大幅に向上し、未収金額を 16 万円縮小させることができました。

- ③ C 債権の収納率は、49.8%（前年比-1.2 ポイント）と前年から減少したものの、約半数を回収し、未収金額を 158 万円圧縮できた点は大きな成果です。

【全体を通じて】

令和 7 年度においては、現年度分の未収金（2 億 2,300 万円）が滞納繰越分の収納額（1 億 9,800 万円）を上回る状況となりました。これまで続いていた滞納繰越額の縮減傾向が停滞し、令和 8 年度以降には滞納総額が増加に転じる可能性があることが示されています。

この状況の背景には、C 債権での突発的要因があったものの、物価上昇に伴い現年度分の債権額が増加した一方で、一部において収納が滞り、結果として未収金が前年度より増加した点があると考えられます。

こうした課題に対処するためには、令和 8 年度以降、すべての納税（付）者が納付しやすい環境を整備するとともに、早期の督促ならびに滞納処分を強化し、現年度未収金の早期縮減へ積極的に取り組む必要があります。

3 令和 8 年度の実行方針

(1) 目標収納率

現年は、債権額の大きい A 債権について未収金額の縮小を目的に 0.1% 上積み of 99.6% とします。B 及び C 債権は令和 7 年度の目標収納率と同率とします。

滞納繰越については、B 債権は、目標収納率を達成しており、令和 8 年度は、更なる収納率の向上を目指し 5% 上乗せします。A 及び C 債権は引き続き同じ収納率とします。

ただし、個々の債権で前年度収納率が令和 7 年度の目標収納率を上回っている場合は、その数値以上の収納率を目標とします。

債権区分	令和 7 年度収納率				令和 8 年度目標収納率	
	現 年		滞納繰越		現 年	滞納繰越
	目標	実績	目標	実績		
A 債権	99.5%	99.3%	35.0%	29.9%	99.6%	35.0%
B 債権	99.2%	98.9%	30.0%	33.4%	99.2%	35.0%
C 債権	99.5%	98.8%	55.0%	49.8%	99.5%	55.0%

(2) 現年債権回収の取組み

① 期限内納付の促進

新規未収案件は可能な限り早期・集中的に電話・文書等で納付勧奨することで早期完納を目指します。

② 納付指導の強化、納付相談の充実

ア 文書催告・電話催告、納付相談の強化

文書催告、電話催告、納付相談を計画的かつ確実に実施することで早期完納を目指します。

イ 出納整理期間の取組み強化

出納閉鎖までの期間、文書・電話催告などの取組みを強化します。

③ 滞納処分の実施

強制執行が可能な A 債権においては、督促、催告に応じない未納者に対し差押えによる徴収を進めます。

(3) 滞納繰越債権回収の取組み

① 分納者の履行管理の徹底

高額の分納者が、約束期限までに納付されているかを徹底管理し不履行の防止を図ります。

② 滞納者の返済能力の確実な把握

分納不履行者を中心に滞納者の返済能力把握を強化します。

③ 強制徴収債権の滞納処分の強化

Web 預貯金照会及び Web 不動産情報提供サービスによる登記情報の閲覧、さらに生命

保険等の Web 照会を導入し、さらなる滞納者の財産調査を行い、返済能力が有りながら納付に応じない滞納者には、A 債権は給与・預貯金中心に差押えを積極的に実施します。

④ 非強制徴収債権の支払督促申立ての強化

市で作成した「支払督促申立基準」及び「B C 債権整理・回収の流れ」マニュアルに基づき、積極的に支払督促申立等の手続きを実施します。

⑤ 不良債権の確実な整理

返済能力が認められず回収を見込めない不良債権について、A 債権については執行停止、B・C 債権については徴収停止や債権放棄を行います。

4 重点的な取組み

(1) キャッシュレス環境の拡充 (Web 口座振替・eL-QR 等) 【新規・拡充】

市税や国保税を中心に、手軽に手続きができる「口座振替 Web 申し込みキャンペーン」を実施し、口座振替への移行による納め忘れを未然に防ぎます。また、令和 8 年度は、市県民税、国民健康保険税で地方税統一 QR コード「eL-QR」により、スマートフォンや全国の金融機関からの即時納付が可能になります。令和 9 年度以降は、上下水道料金や後期高齢医療保険料などへの拡大を予定しており、納付環境を強化します。

(2) 納付催告の強化 【拡充】

市税・国保税等において督促状が送付される前の初期的な納付遅れに対し、自動音声電話（オートコール）による迅速な案内を実施し、滞納の未然防止と早期着手を徹底します。また、夜間・休日を中心とした電話催告の回数強化を図るほか、スマートフォンへの文字による催告として SMS（ショートメッセージサービス）の導入を検討するなど、納税者の実態に即したアプローチの強化を進めてまいります。

(3) 税以外の債権回収の取組み 【継続】

A 債権については、債権間の連携による債権回収の取組みを継続します。B・C 債権については、各債権間の情報共有や滞納整理のスキル向上を図るとともに、回収が進んでいない個別債権を絞り込み、支払督促申立や徴収停止等手続きを実施し、不良債権化の解消に向けて取組みます。